

## 1. 資格の在り方

### (1) 資格の対象、位置付け

- **児童家庭福祉分野におけるソーシャルワークを担う者について、専門性を客観的・普遍的に評価するため、資格を検討してはどうか。**

- ・ 現行の社会福祉士の養成のカリキュラムでは児童家庭福祉に関する内容が十分ではない。
- ・ 児童家庭福祉についても、精神保健福祉士の場合と同様に、社会福祉士との共通科目を基礎として、その上に必要な児童家庭福祉に関する専門的な知識・技術の修得を求め、児童家庭福祉に焦点をあてた資格を検討してはどうか。
- ・ 複合的な課題を抱える家庭に対して包括的なソーシャルワークを行うことが重要であり、ソーシャルワークの資格を統一していくべきとの考えもあることに鑑み、既存のソーシャルワークに関する資格を基礎として、さらに児童家庭福祉に関する専門的な知識・技術の修得を求め、児童家庭福祉に焦点をあてた資格を検討してはどうか。

- **上記にあわせて、児童家庭福祉分野でスーパーバイズ等の指導的役割を担う者について、その能力を客観的・普遍的に評価するため、資格を検討してはどうか。**

- ・ 児童福祉を取り巻く状況を鑑みると、まずは児相のスーパーバイザーや要対協の要となる市町村等で核となる職員の資質の担保が求められている。
- ・ 入口は狭めず、就業後の実際のソーシャルワーク業務を通じた実践の中で、スーパーバイザーの指導の下、ソーシャルワークの技術の向上を図ることを目指し、ケースレポート等で審査を行う資格を検討してはどうか。

### (2) 資格の取得方法

- **資格制度を設ける場合の資格の取得に必要な要件、資格の取得方法、養成のルートをどのように考えるか。**
- **どのような資格を設けるとしても、既存の資格を有する者や実務経験を有する者については履修科目や試験科目等について配慮が必要ではないか。**

## 2. 任用の在り方

- 資格の在り方と、資格者の児童福祉司等の児童福祉関係職種への任用の在り方の問題を切り分けて考えてはどうか。任用の在り方に関しては、次のような意見があったが、これらの意見も含め、どのように考えていくか。
  - ・ 経過措置を設けた上で、将来的に、児童福祉司の任用は資格者であることを求めているかどうか。
  - ・ 児童福祉司の任用資格の一つとして資格を位置づけ、徐々に資格者が占める割合を高めていくこととしてはどうか。

## 3. スケジュール

- 具体的なスケジュールは、資格の在り方や任用の在り方によって変わってくることから、これらとあわせて考えていく必要があるのではないか。
- あるべき資格の姿を考えた上で、時間軸をイメージし、そこに至るまでの筋道や手順を考えていく必要があるのではないか。